

かんじやと医療

第
65
号

発行所
全国患者団体連絡協議会
 東京都新宿区下落合3-15-29
 〒161 田沼ビル
 電話 03(952)5340
 郵便振替東京7-36736
 購読料 1部110円 6カ月分660円

国際障害者年 日本推進協

事業計画など決定

11月29日に国民会議開催

国際障害者年の民間推進組織である「国際障害者年日本推進協議会」は四月十八日、東京・渋谷のこまばエミナースで第三回協議総会を開きました。

この総会には、協議員二百一十人、うち七十四人（ほかに委任人のうち七十四人）が出席、大宰代表のあいさつのおと、昭和五十五年度の事業報告、決算報告、昭和五十六年度の事業計画案、予算案などを協議しました。

事業報告では、①加盟団体が百一団体になったこと②「IY D P情報」の発行などの啓発広報活動をすすめてきたこと③昨年十二月にブル国民会議を開催したこと④国際会議への代表参加など国際交流をすすめてきたこと⑤国内行動計画策定のための準備をすすめて、昭和五十六年度政府予算にむけて要望書を出してきたことなどが報告され承認されました。



国際障害者年日本推進協議会の第三回協議員総会では74名の協議員が参加して真摯な討議が行なわれた（4月18日）

また事業計画としては、①映画祭や国際児童画展などの啓発広報活動②発展途上国からの研修生受け入れなどの国際交流活動③障害者対策十か年計画策定のための調査研究④国民会議の開催（十一月二十九日予定）などが、総額六千五百万円の予算案とともに提案されました。

これらの提案に対して多くの協議員から様々な意見、要望が出され、常任委員会から答弁があつて承認されました。

おもな記事

1 国際障害者年日本推進協議会

2 障害者福祉・日本と外国

3 日本福祉大学教授 児島美都子

4 国際障害者年に対する

5 全患連統一要求

6 運動の交流広場

7 全有協・互療会・全患協・全難連

8 闘病の交流広場

9 私には、共に闘える仲間がいる

10 老人保健法の問題点

11 今の焦点と役立つもの

国内長期行動計画

国連が採択した国際障害者年行動計画では、加盟各国が行なうべき国内活動のひとつとして「一九九一年までに、国際障害者年の成果と反省を行う目的で、一九八一年末までに国際障害者年の目標をフォローアップする国家計画を準備すること」を勧告しています。この勧告にもついでわが国でも、政府の諮問機関として中央身障者対策協議会内に「国際障害者年特別委員会」が設置され、わが国における長期行動計画策定のため検討しています。この特別委員会に対して日本推進協など障害者団体は、国際障害者年になさわしい長期行動計画の策定を求めています。

ひとくち辞典

慢性病者・障害者法

この連載で紹介したイギリスの福祉サービスのうち、慢性病者・障害者法についてもっと知りたいという声が編集部によせられたとのことなので、今回はこれについて詳しくとり上げたい。

一九七〇年に制定された慢性病者・障害者法は、同じ年に制定された地方自治体ソーシャル・サービス法とならんで、地域での障害者や慢性病者の福祉サービスの有力なよりどころとなっている。

対象は登録障害者で、登録の資格及び登録の基準は②のイギリスの項でのべたのと同じ、登録は本人の意志次第で任意である。

法の条文(要約)はつぎのとおり。

第一条 地方自治体当局は地域の障害者数を調べ、障害者に対する自治体当局のサービスを広く知らせること(地方自治体ソーシャルサービス局の責任)

第二条 次に挙げるものが必要に応じて手にいれられるように供給するか手配すること

(a) 地方自治体ソーシャルサービス局の責任

(b) 家庭における有用な援助

(c) ラジオ、テレビ、読書室

または同様のレクリエーション設備

(d) 講演、ゲーム、戸外レクリエーション

(e) サービスをうけるための移送

(f) 安全で快適で便利な住宅

または設備改造

(g) 休暇

(h) 給食

(i) 電話と使用者の必要に応じた特別な装具(資力により料金を徴収される)

第三条 地方自治体は、新しい建築物がたてられる場合または既存の建物が改造される場合、特別なニードを考慮しなければならない(住宅部の責任)

第四条 七条 許容される範囲内で社会は障害者のためにの駐車設備やトイレをつくり、シンボルをかけるなければならない(家庭を供給する個人または団体の責任)

第十八条 地方自治体当局は、六十五歳以上の高齢者といっしょに生活している在宅の青少年慢性病者や障害者の数を州長官に報告しなければならない。州長官は国会への年報にそれを報告しなければならない(保健・社会保障部の責任)

第十九条 地方自治体当局は州長官から問われた時、六十五歳以下の障害者の使う足治療(まめ、たこの治療)は大きく改善されたといわれ

第二十条 地方自治体当局は、この法が施行されてから、地方当局が行なう慢性病者・障害者に対する福祉サービスは大きく改善されたといわれ

第二十一条 駐車免許に対する車印は障害者が運転した車印が使用車に対して自治体当局が発行しなければならぬ(地方自治体ソーシャルサービス局の責任)

第二十二条 州長官は調査と障害者に対する装具開発作業者、とりわけ移送の改良について毎年報告しなければなら

障害者福祉

日本と外国

④

日本福祉大学教授 児島 美都子

式の間接委員会には一人以上の障害者を含むか、障害者に責任をもつかといった経験のある人を含まなければならない(中央運営委員会、住宅・競争賃年金・国民年金委員会等々)

第十七条 可能な限りまた実際のな限り、病院にいる青少年慢性病者や障害者は、六十五歳以上の老人または老衰者から切り離されなければならない(地方病院局の責任)

第十八条 地方自治体は、この法の範囲について報告しなければならない(地方自治体・保健当局の責任)

第二十一条 駐車免許に対する車印は障害者が運転した車印が使用車に対して自治体当局が発行しなければならぬ(地方自治体ソーシャルサービス局の責任)

第二十二条 州長官は調査と障害者に対する装具開発作業者、とりわけ移送の改良について毎年報告しなければなら

治体から支払われることになった(一九七四年)。この結果、MSWは病院に入院している患者だけでなく、その病院が責任をもつ地域の患者の福祉サービスの責任をもつことになった。筆者は昨年秋、英国の地域医療を視察したが、病院ソーシャルワーカーを含む各種のソーシャルワーカーが、地区ごとにチームをつくり、地域の在宅患者・障害者・老人・児童などの福祉サービスの責任をもっている状況に接することができた。

いまのところ、国民保健サービス法(NHS)改革(一九七四年)の失敗と、サッチャー政権の福祉削減政策の影響で仕事に見合っただけの人手が確保できないため必ずしも十分な成果を上げているとはいえないが、わが国の地域医療、地域福祉の方向を考える上で参考になると思う。なお、地域の患者障害者のために、市民相談室(市民アドバイスビューロー)が各所に設置され、多様のリーフレットにより福祉サービスに関する各種の情報を提供すると同時に、相談活動も活発に行なっていた。

国際障害者年に対する全患連統一要求

全患連では、四月二十一日に開いた第三十二回幹事会で「国際障害者年に対する全患連統一要求」を決めました。この統一要求は、昨年の第七回大会の方針にもとづいて、加盟各団体の要求をまとめたもので、五月中にも総理府国際障害者年担当室、厚生省などへ提出する予定です。

△基本要項▽

- ① 政府は、国際障害者年を国連決議にもとづき、全面参加と平等の五項目の目的の実現をめざし、十年にわたる行動計画を立てるとともに、年次計画を立てて下さい。
- ② 国会、各自治体で「障害者の権利宣言を決議して下さい。
- ③ 障害者(児)対策は、人権の尊重、いっさいの差別あつかいをやめるようにして下さい。
- ④ 医療、福祉、障害者雇用関係の審議会及び国際障害者年国内委員会に、わたしたちの代表が参加できるようにして下さい。
- ⑤ 国連決議の定義にもとづき、障害者の範囲を拡大して下さい。
- △制度改善▽
- ① 現行の法令などをチェックし

て、障害者の法的・制度的差別をすべて撤廃して下さい。

△生活保障▽

- ① 福祉手当金を大幅に引き上げるとともに、所得制限を大幅に緩和し、対象を身障三級まで拡大して下さい。
- ② 生活保護受給者にも年金を併給するようにして下さい。
- ③ 世帯更生資金の貸付の限度額の引き上げと、申請と承認を簡素化して下さい。
- ④ すべての交通、運輸機関の運賃・料金の身体障害者割引を内部障害者にも認め、運行距離に関係なく認めて下さい。また、その利用にあたっては身体障害者手帳の提示のみで認めて下さい。
- △就職保障▽
- ① すべての職場で障害者の雇用を行い、賃金など労働条件の差別あつかいをしないで下さい。保護雇用制度、在宅雇用制度を設けて下さい。
- ② 内部障害者へは、現在ある職種のみならず内部障害者でも働けるようにするとともに、職種の研究・開発を推進して下さい。
- ③ すべての職業安定所における障害者の紹介制度を充実し、専門職員を配置し、また障害者名による差別はやめて下さい。
- ④ 国家公務員法、地方公務員法、労働安全衛生法、最低賃金法を改正し、障害者の就労を妨げる規定は削除して下さい。
- ⑤ すべての労災、職業病の被災者に対してリハビリを含む職場復帰をさせ、解雇制限を法制化して下さい。
- ⑥ すべての職業安定所に障害者の職種、就業についての相談や苦情を受けつける窓口を設けて下さい。
- △生活環境▽
- ① 障害者用の公営住宅を大量に建設し、自治体においても障害者専用の民間アパートを確保し、敷金、権利金を自治体が保障して下さい。
- ② 身体障害者用の住宅は、とくにガス、防災対策を完備して下さい。
- ③ 障害者が住みよい街づくりを

△医療保障▽

- ① 医療保険制度を改善し、患者の一部負担、付添、室料差額徴収などをなくして下さい。
- ② 障害者の更生、育成、療育医療制度を根本的に改善するために、身体障害者福祉法、児童福祉法を改正し予算を義務化して下さい。
- ③ 高額な医療費をとまらぬ障害者・難病患者に対して、全額公費医療制度を創設して下さい。
- ④ 在宅の内部障害者・難病患者に対して、医師、保健婦、医療ケースワーカー、リハビリ関係職員の訪問指導、治療体制を確立して下さい。
- ⑤ 呼吸療法士、言語療法士制度
- ⑥ 重度の心臓及び呼吸器障害者が入所できる医療と福祉を兼ねた施設を、各県に一か所作って下さい。
- △福祉サービス▽
- ① 障害者専用の保養所とレクリエーション施設を、地方プロジェクト別につけて下さい。
- ② 障害者団体の相談活動に対して助成金制度を設け、現に助成している団体に対しては増額して下さい。
- ③ 記念切手を発行し、福祉施設と団体の自主的な活動費を助成して下さい。
- ④ 障害者団体発行の機関紙誌の郵便料金は、今後引き上げないで下さい。また機関紙誌発行の認可を簡単にみとめて下さい。
- ⑤ 所得税、地方税の控除額を大幅に引き上げて下さい。
- ⑥ 障害者が使用する自動車のガソリン代の援助と、すべての自動車関連税を免除して下さい。
- ⑦ 長島架橋(岡山)を早期に実現するよう国、県、自治体は協力し、最善の努力をして下さい。

運動の 交流広場

私たちの会は、重金属、有機溶剤、その他化学物質等による中毒症をはじめ、じん肺症、振動障害などの職業病の患者が結集する患者組織で、今年六月に創立十周年を迎えます。そこでこの十年をふり返ってみると、労災・職業病をめぐる運動は十年前に比べて大きく前進していますが、全体的には着実に私たちの要求が解決しているとは決していえません。

あらゆる産業に広がる働く者

10周年むかえ 全員参加の会 活動を重要視 — 全有協 —

健康破壊と病気で苦しむ患者の医療と生活、社会(職場)復帰をめぐる問題はきわめて深刻化してきています。労災・職業病隠しや医療・生活補償の極度の制限などによる患者切り捨てが容赦なく行われています。

このような状況のもとで、私たちが掲げる「治療を貫き、健康をとりもどす」ための「全員参加の会活動」の強化はますます重要になってきています。その意味からも、来る六月七日の第十一回総会及び創立記念集会を是非とも成功させ、私たちの運動の新たな出発点にしようとしているところです。(末永)

人工肛門の身 障福祉法適用 に明るい展望 — 互療会 —

互療会ではかねてからすすめてきた運動の中で、特に昨年十一月、参議院社労委員会で「人工肛門、人工膀胱を身体障害者福祉法適用の対象にすべきである」との提案がなされたのを機

に、十二月中及び今年に入っても一月から、数度に亘り社会局山下局長、板山更生課長に直接陳情を続けてきました。さらに三月十四日の参議院予算委員会で、再びこの問題で園田厚生大臣、山下局長の答弁を求め「せひ(法律上の)対象にしたい」との厚相の答弁を得ています。

その後も、陳情書に患者の人工肛門、人工膀胱の実体写真を添えて提出し理解を得ています。

互療会は、各県、市在住の会員にキメ細かなアフターケアやリハビリを徹底させるためにセンター(支部)を組織して、現在二十五支部が結成されており、年内には三十地区の支部が誕生する予定です。各支部は、それぞれの地方色を生かした運動を続けて、現在約七支部が地方自治体から助成金を支給されており、このことは次第に他府県にも普及、浸透しつつあります。

また互療会では、各病院の医療従事者となびたび懇談を重ねて、ストーム専門のリハビリセンターを公的なものにするよう働きかけています。一部の先生方からは、賛同と励ましを受け

国際障害者年 進める市民の 会結成に参加 — 全患協 —

東京・東村山市で「国際障害者年をすすめる・東村山市民の会」が三月十五日に発足、市立福祉センターで結成総会をひらきました。

市内に住む障害者は、手帳保持者が二千七百人。このほか精神・難病など潜在的な障害者が数千人いる、と推定されています。

『すすめる会』は、市内の身障者・福祉各団体や医師・教育分野などのトップの人たち六十二人が呼びかけて結成され、多摩全生園長や松本入園者自治会長、平沢副会長、日惠同盟の古川副会長も呼びかけに加わりました。

総会には、市内の結核回復者の会・身障者の会・視覚障害者の会などから百十人が出席。市長や市議会議長ら多数の方



全難連が第七回総会開く 身障法の改正など要求

全難連では、四月十九日、東京・八丁堀の都勤労福祉会館で第七回総会を開きました。(写真)

全難連ではこの総会で、国際障害者年にあたってかねてからすすめてきた「身体障害者福祉法の対象範囲を拡大すること等」の国会請願署名の成功をめざすなどの方針を決めました。

全患協は、この総会にメッセージを送りました。

が出席しましたが、熊本市長はたいする「訴え」を満場の拍手祝辞のなかで、「この日を市民福祉のスタートに」と会の結成を激励しました。

総会に参加した市内の十一の身障者団体の代表が、それぞれを報告しましたが、全生園局は、東村山市秋津町2-22-9におくことになりました。

たいする偏見打破を訴え、会の結成に大きな期待を述べ、一回の発行や講演会、交流・学習会、施設の見学、市当局に総会は、障害者の社会生活へ対する障害者問題への協力要請の「全面参加と平等」という国などの活動をめざしており、国際障害者年のテーマと、五つより多くの市民に加入を呼びかけ目的の実現に向けて、全市民にたいしています。(岡本洋一全患協)

闘病の 交流広場



藤田夫妻

わたしたちがいない様です。妻は、その後昭和四十八年二月に神経切断を、さらに昭和五十年三月に足関節固定と二度の手術を受けました。

私も妻も、休業補償が、四万七千円と以前にも増してきびしい生活になりましたが、共通した「いたみ」と「苦しみ」をもつ者同志お互にいたわりあい、かはいあわなくて、生きることにさえ出来ないことを体験し、いつしか、離婚話も立ち消えになりました。しかし当時作成した離婚届には、私の印鑑が押し

つていて、なにか事があると、一方的に離婚が成立してしまい、そんな感じで、下宿人か、居るうろ的存在の私ですが幸か、不幸か今の所話しがぶりかえす気配はありません。

妻のところへ、労基署から「ねんきでいつまで休むのか、ねんき早く歩ける様になるんだから」と、二度目の手術に向った妻、痛みから解放され、もとの療を始めて四カ月位すぎた頃で

私には、共に 闘える仲間がいる (中)

— 10年の苦しみを
乗り越えて —

全国交通・労働災害対策協議会
会長 藤田 恵 一

した。妻は「私も一日も早く治つて働きたいと思つています

が、なかなか治らなくて苦しんでいるのです、どうしたら三カ月で治るか教えて下さい、その

通りにしますから」と労基署の担当の人に云ったそうです、担

当の人の返事は「私は、医師で、ないから、どうこうせいとは云えない」との事だったそうです、

が、その後、治療については云

のため「気の病い、補償病」と云われますが、労働者は、本来働く喜びを一番よく知っています。被災労働者であるが故に、たのしい家庭と働くことを、誰よりも強く望んでいるのです。

妻が、逃避性の腰痛をひきおこしたのは、二度目の手術を受けた年の十一月でしたが、幸い仲間の支援を得て、腰痛も労災保険の適用を受けることが出来ました。

松葉杖から、一本杖となり体重を、手術した足から逃がすことで、常時腰部が緊張することで、筋肉に強い「こり」が出来て痛むと云うことでした。

一年間は、ねたきりと云つていい毎日で、自殺未遂を起したりしましたが、足のいたみがうすうすほどに、腰痛も軽くなつてゆき四年目の十二月には、杖なしで歩行が出来るようになり、腰痛もほとんどなくなりました。

被災から丸九年目の現在、週二回の針治療等、日常生活が不自由なく出来るようになりました。働ける様になる日も近いと、希望にもえて毎日を送っています。

最近では、女らしく、化粧や、身なりも気にする様になり私もほっとしています。

【3月】

- ▼1日 健保法「改正」に関する用語の整理の伴い、初診料六百円が八百円に、入院料二百円が八百円にそれぞれ引き上げ実施
- ▼3日 武見日医会長は常任理事会で医療法改正、老人保健法に反対を表明
- ▼3日 厚相、「医師、歯科医師の過剰抑制」を国会
- ▼13日 厚相、閣議で「障害に関する用語の整理のため医師法等の一部を改正する法律案要綱」を諮り、16日に国会へ提出
- ▼20日 社会保険審議会全員懇談会で厚相は、老人保健法の一部負担金は二、三百円程度と表明
- ▼23日 大阪地裁、川合病院の「支払い基金の減額査定は不当」との訴えに「過剰検査の請求は失当」と判決
- ▼26日 参議院予算委員会が国際障害者年で集中審議
- ▼27日 中労協全員懇談会で支払い側委員は「医療費のむだ排除、乱脈医療を是正することが医療費引き上げの前提」と意見書
- ▼27日 日本医労協は「三万円以上の賃上げ、職員大幅増員、差額ベッド廃止、老人医療有料化反対、医療荒廃反対、軍事費削減」などの要求で時限スト
- ▼30日 都社会保険医療協議会は、豊洲厚生病院に対して不正請求により保険医の取り消しを決定

医療・社会保障

メ 7

3 月

- ▼3日 政府、国際障害者年の記念行事を発表
- ▼10日 厚相、老人保健法案を社会保険審議会に諮問
- ▼11日 社会保険制度審議会にも諮問
- ▼11日 厚相、医療法改正案を社会保険制度審議会に諮問

老人保健法案の問題点

受診抑制・医療費対策が真のねらい

老人保健法案が、五月の連休あけの国会に提出されることになっていきます。この老人保健法案は、さわやかな風薫る五月にふさわしく「老後をすこやかに生活できる」ものにするのが期待されていますが、主として財政対策から検討がすすめられているために、受診抑制に重点がおかれ、公費と保険が混合した「木に竹を接木」したようなものになりそうです。

老人保健法案は、医療、福祉の分野だけでなく、高齢化社会を迎えて、十年、二十年先をみとおした「予防、医療、住宅環境、福祉をふくめた総合的」なものになることが期待されています。しかし「老人保健法案要綱」は、老後をすこやかに過ごすにふさわしいものとは言えません。

厚生省が準備をすすめている老人保健法案要綱(要綱)は、いままでわたしたちが要求してきた「予防給付」を認めています。これは大きな特徴です。要綱は、別項のように、第一に目的をかかげ、第二に基本原理

念を明らかにし、第三に国および地方公共団体の責務を規定し、そのなかでは「医療・公衆衛生・福祉その他の諸施策の積極的な推進を図らなければならぬ」としています。

第四に保険者の責務を規定し「加入者(被扶養者を含む)の老後の健康を確保するために必要な事業を積極的に推進する」としています。

これだけを見ると、大層立派に見えます。ところが、保健事業の内容と、費用負担、一部負担をみると、この法律の性格が明瞭です。

「健康手帳の交付、健康教育、健康診査、医療、機能訓練、訪問指導」をあげています。これらの実施主体は、市町村です。対象年齢は、健康教育・健康診査は四十歳から、医療(外来・入院)は七十歳以上で、労災・職業病で労災保険の給付をうけている者と、健保・国保など医療保険の加入者(被扶養者を含む)以外は除外しています。

「健康手帳の交付、健康教育、健康診査、医療、機能訓練、訪問指導」をあげています。これらの実施主体は、市町村です。対象年齢は、健康教育・健康診査は四十歳から、医療(外来・入院)は七十歳以上で、労災・職業病で労災保険の給付をうけている者と、健保・国保など医療保険の加入者(被扶養者を含む)以外は除外しています。

以上に見られるように老人保険法は、細部をつめていけばいくほど、老後のしあわせを保障するどころか、国民に二重、三重の負担を課し、老若の対立をはたして生活できるものとはいえません。

この制度が健全かつ円滑に運営されるよう協力しなければならぬ。

この制度の運営に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に付属機関として老人保健審議会を置く。老人保健審議会の組織及び運営について必要な事項は政令で定める。

この制度の運営に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に付属機関として老人保健審議会を置く。老人保健審議会の組織及び運営について必要な事項は政令で定める。

老人保健法案要綱の要旨

第一章 総則

第一条 本法は、国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、リハビリテーション等の各種保健事業を総合的に実施すると共に、その費用負担の公平を期することを目的とする。

第二章 老人保健審議会

第三条 老人保健事業の種類
①健康手帳の交付。健康診査の記録等を記載し、健康管理と適切な医療に資する。
②健康教育。心身の健康に関する正しい知識の普及、啓発を図ると共に健康についての自覚を高める。
③健康相談。心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導又は助言を行う。
④健康診査。心身の健康を保持するために必要な所定の検査及び指導を行う。
⑤医療。疾病又は負傷に関する診療、治療、看護その他厚生大臣が定める事項について行う。これを受けようとする者が自己の選定する老人保健機関に健康手帳を提示して受ける。
⑥機能訓練。心身の機能が低下している者の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な訓練を行う。
⑦訪問指導。家庭において寝たきりの状態にある者等について、保健

第三章 保健事業

第四条 国民は、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めると共に、年齢、心身の状況等に応じ、職域又は地域において適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

第五条 国、地方公共団体の責務
国及び地方公共団体はこの制度の健全かつ円滑な運営を図るため、必要な措置を講ずると共に医療、公衆衛生、福祉その他の諸施策の積極的な推進を図らなければならない。

第六条 保険者の責務
医療保険の各法の保険者は、加入者の老後の健康を確保するために必要な事業を積極的に推進すると共に、この制度が健全かつ円滑に運営されるよう協力しなければならない。

第七条 加入者の責務
加入者は、自己の老後の健康を確保するために必要な事業を積極的に推進すると共に、この制度が健全かつ円滑に運営されるよう協力しなければならない。

第八条 加入者の責務
加入者は、自己の老後の健康を確保するために必要な事業を積極的に推進すると共に、この制度が健全かつ円滑に運営されるよう協力しなければならない。

「基本的国の医療政策が不明確」

医療法の「改正」で社会保障制度審が答申

医療法の「改正」については、道府県ごとに相当の年数をかけ「その内容と問題点」を前号でお知らせしましたが、これについて厚生大臣の諮問を受けて審議していた社会保障制度審議会が、四月十日、厚生大臣に答申しました。この日同審議会が答申した内容は次のとおりです。

①国民の医療に対しては、各方面からさまざまな問題が提起されている。今回の諮問は、都

医療費問題を審議する厚生大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（中医協・円城寺次郎会長）は、四月十六日に全

今の焦点は 役立てる

道府県ごとに相当の年数をかけて医療計画を作成せよとす。この計画作成を法定するにあたり、医療法の適切な設定とこれに伴う均衡のとれた各種医療施設の整備や医療資源の合理的活用などが図られるならば、医療問題に関する政策が明確さに欠けてお

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の改正内容については、追って諮問書で示します」として、具体的な内容は示しませんでした。この日の中医協には国会審議の関係から園田厚生大臣が出席できなかった。園田厚生大臣が出席できなかった。園田厚生大臣

医療費改定審議はじまる

薬価基準は6月から18・6%引き下げ

り、今後検討を要する点も少なくない。また、計画作成に当たって住民側の需要の把握が軽視されているところがある。③なお、現在指摘されている諸問題の中には、猶予を許さないものも多々あり、現行制度のもとで行政措置などによって解決できるものもある。これらに関し政府のなすべき当然の努力が計画作成のために時期を失うことがあってはならない。

この答申を受けた厚生省は、「厳しい指摘はあるが、賛成してもらった」として原案どおり今国会に提出の意向です。

婦その他の者を訪問させて保健指導を行う。⑧他。

△保健事業の対象▽ 医療は七十歳以上、医療以外の保健事業は四十歳以上（職域で対象となる者を除く）を対象とする。

△保健事業の実施▽ ①実施主体は市町村。市町村は保健事業の一部について保健所、老人機関他に実施を委託することができる。都道府県は市町村に対して指導、助言をし、実施に協力援助する。保険者は自らも事業を行うよう努力すると共に、市町村が行う事業に協力する。

②市町村は、条項で地域における公私の関係機関、団体、施設等の関係者からなる老人保健推進協議会を設けることができる。

③実施の方法及び費用の算定の基準は、保健事業の種類ごとに地域の事情等を考慮して厚生大臣が定める。

△老人保健機関▽ 略

第五章 拠出金の 収納等

△老人保健基金▽ ①保険者からの拠出金を収納し、市町村に対し納付する事務を行うため社会保険診療報酬基金に老人保健基金を設ける。②老人保健基金に関する予算、事業計画等については厚生大臣が認可する。

第四章 費用

△費用の支弁及び負担▽ ①保健事業に要する費用は市町村が支弁する。②医療に要する費用は、国、地方公共団体及び保険者が負担する。国の負担は一部と保険者からの拠出金は二割。市町村は各々〇・五割。③医療以外の保健事業に要する費用の負担は、国、都道府県、市町村が、各々三分の一を負担。

△保険者拠出金▽ ①保険者は医療に要する費用に充てるため、各年度における医療に要す

第六章 雑則

報告の徴収、時効、不服申立等に関する所要の規定を置く。

附則

△施行期日▽ この法律は、老人保健審議会に関する部分は公布の日から、その他の規定は昭和五十七年度において政令で定める日から施行する。

△関係法律の改正▽ (略)

大変良い資料 佐久地方でも

平山茂光 長野

毎日(くろ)うさまです。
さて、先日長先生より「かん

じやと医療」を見せて頂きましたが、大変良い資料ですので佐久地方でも扱めたいと考え
ておりますが、それに当り(こ
れまで出されたもので残ってい
るもの(宣伝に使うもの)が、

ございましたら添付致しました
郵送料で可能なだけお送り頂け
ないでしょうか(この百円と
は、郵送料込みでしょうか)購
読の場合、振替用紙は前もって
購読者に送付されますのでし
か。

もし無料で頂ける宣伝用のも
のがない場合は、新しいものを
十部ご送付ください。追って代
金をお送りの申し上げます。

七年ぶり就職

全患連へ寄付

國本朝子(山口)

過日「患者と医療」誌とし
て五千円をお送り致しましたと
ころ、送金の内訳のお問い合わせ

せをいただきました。私は、筋
無力症友の会大阪支部の会員で
すが、昨年十月に、七年ぶりに
就職できましたので、少額です
が年間誌代の残金三千六百八十
円をご寄付させていただきます
と思います。

患者本位の医 療に期待する

上原芳夫(埼玉)

私は、名古屋の日本福祉大学
を、今春四月に卒業したもので
すが、昨年の夏に貴団体をおう
かがいし、論文作成の為に貴重
な資料やお話をお聞きしまし
ました。その節は大変有りがとござ
いました。私の論文も、今読み

返すといろいろな問題が出てき
ていますが、それらの問題は、
今後の課題であると思っていま
す。
さて昨年お伺いした際に、貴
団体の機関紙「かんじやと医療」
を半年契約で読ませてもらいま
したが、今後とも購読したく思
いますので、まずは住所変更の
お知らせと、購読に伴う振り込
み方法についてお伺い致しま
す。

今後とも、貴団体が患者団体
の一翼を担って、患者本位の医
療を実現させていかれることを
期待いたして居ります。又、そ
ちらにお伺いしたく思っていま
す。

全国患者団体連絡協議会加盟組織

(互療会)

〒105 港区西新橋3-15-10 原色版印刷内
☎03(433)1641

(全国交通労働災害対策協議会)

〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361

(全国腎臓病患者連絡協議会)

〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル(第二)
☎03(952)5340

(全国心臓病の子供を守る会)

〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424

(全国ハンセン氏病患者協議会)

〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571

(全国職業性有害物障害患者協議会)

〒105 港区西新橋2-21-5
☎03(433)2082

(日本患者同盟)

〒180-04 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058

(慢性一酸化炭素中毒患者会)

〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内
☎0493(24)1293 後藤寛

長期慢性患者・難病患者の闘病にも希望が
医学界の権威者がつづる療養小史

病氣と人間—その30年

砂原茂一・島村喜久治著

主な内容 砂原茂一
戦後混乱の中で
信頼の再建
真実のむつかしさ

島村喜久治
花ひらく未来を
安静時間をなくしたら

定価1,600円
送料260円

B6版 上製 293頁 日本患者同盟編

お申し込みは
東京都清瀬市松山二一三三—十二
日本患者同盟総務部(郵便番号一八〇—〇四)へ
送料をそえてお申込みください(切手でもよい)